

重 要

崎遊協発第120号
2020年4月25日
(1枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

**新型コロナウイルス感染症拡大にかかわる更なる緊急事態措置
について(休業要請)**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は県遊協の取組にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

去る4月16日、政府より緊急事態宣言を全国に拡大する発表がなされました。

長崎県では、4月24日(金)、更なる緊急事態措置として、ぱちんこ店を含む
県内事業所に対し、4月25日より5月6日までの間の休業要請を行いました。

この休業要請は、知事が法令に定める権限に基づいて行った要請であり、業
界としては、誠実に受け止めざるを得ないものであることから、県遊協として
は、本日4月25日、緊急の執行部会を開催し、知事の休業要請を受け入れ、県
遊協としても組合員の皆様に対し、お客様に対する周知期間等を勘案して、

「4月26日(日)から5月6日(水)まで」の間(11日間)

の休業をお願いすることとしました。

つきましては、執行部会の決定をお知らせしますとともに、要請の趣旨や目
的を斟酌して、次のとおり休業要請に応じていただきますようお願いいた
します。

組合員の皆様におかれましては、経営環境が悪化する中、極めて重い要請で
あり、大変ご心配、ご苦勞をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申
し上げます。

組合傘下店舗の皆様へお知らせください。店舗の皆様は、本社へのご報告を
お願いいたします。

なお、5月7日以降の対応については、追ってご連絡いたします。